

# 一般社団法人日本理科教育学会定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本理科教育学会と称し、英文では **Society of Japan Science Teaching** と表示する。

(目的)

第2条 本会は、理科教育に関する研究を行うとともに、会員相互の交流を図り、もって理科教育の振興普及に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)各種講演会、研究会の開催
- (2)会誌、論文誌、研究報告、図書などの刊行、本会ホームページによる情報提供
- (3)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦において行うものとする。

(事務所)

第4条 本会は、主たる事務所を、東京都文京区に置く。

2 本会は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(公告の方法)

第5条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 会 員

(会員)

第6条 本会に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 理科教育を研究又は教授している個人又は団体
- (2) 学生会員 大学（これに準ずる機関を含む）の学生で理科教育に関心を有する者  
ただし、教職に籍をおく大学院生は学生会員の対象から除く。
- (3) 賛助会員 本会の事業に賛助し、理事会により推薦され、評議員会で承認された個人及び団体

- (4) 名誉会員 理科教育に関し特に功績があると認められ、理事会において推薦され、評議員会で承認された者
- 2 前項の会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定された次に掲げる社員の権利を、第11条に規定する評議員（一般法人法上の社員）と同様に、本会に対して行使することができる。
  - (1) 一般法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
  - (2) 一般法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
  - (3) 一般法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
  - (4) 一般法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
  - (5) 一般法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使記録の閲覧等）
  - (6) 一般法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
  - (7) 一般法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
  - (8) 一般法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

（入会）

第7条 本会の会員になろうとする者は、理事会において別に定める細則に従う。

（会費）

第8条 本会の会員は、本会の維持・発展の為に理事会において別に定める細則により会費を支払うものとする。

### 第3章 資格喪失及び退会

（会員資格の喪失および退会）

第9条 会員は次の事項に該当する場合、会員資格を喪失する。

- (1) 継続して2年以上会費を滞納したとき
  - (2) 除名されたとき
  - (3) 当該会員が死亡、または会員である法人が解散したとき
- 2 会員は次の事項に該当する場合、退会をすることができる。

退会の意向を任意の書面にて会長に提出したとき

（除名）

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合、評議員会の決議により会員（評議員である者を除く。）を除名することができる。ただし、当該会員にあらかじめ通知するとともに除名の決議を行う前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 定款または会則に違反したとき

- (2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

## 第4章 評議員

(評議員)

第11条 本会の社員（一般法人法に定める社員をいう。）は、正会員の中から選出される評議員をもって社員とする。

(評議員の選任)

第12条 評議員は支部ごとに正会員による選挙により選出される。その定数は概ね150名程度で、選挙は2年に一度、原則として8月に行う。選挙に関する細則は理事会において定める。

2 評議員は正会員の中から選ばれることを要する。正会員は評議員選挙に立候補することができる。

3 正会員は、等しく評議員を選挙する権利を有する。理事及び理事会は、評議員を選出することはできない。

4 評議員が欠けた場合又は評議員の員数を欠くときは、補欠の評議員を選任することができる。補欠の評議員の任期は、任期満了前に退任した評議員の任期満了時までとし、補欠の評議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

尚、補欠の評議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員とし選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員（2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は2年とし、選任の2年後に実施される評議員選挙の終了時までとする。ただし、再任を妨げない。なお、評議員が評議員会の決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（一般法人法第278条第1項に規定する訴えの提起を請求している場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該評議員は評議員たる地位を失わない（当該評議員は、役員選任及び解任（一般法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（一般法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。

(評議員の除名及び解任)

- 第14条 評議員が次の各号のいずれかに該当し、かつ正当な事由がある場合に限り、評議員会の決議によって除名し、又は解任することができる。この場合の決議は、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 定款または会則に違反したとき
  - (2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
  - (3) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき
  - (4) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき
- 2 前項の規定により評議員を除名し、又は解任する場合は、当該評議員にあらかじめ通知するとともに、解任の決議を行う前に弁明の機会を与えなければならない。

## 第5章 評議員会

(構成)

- 第15条 本会に評議員会を置く。
- 2 前項の評議員会をもって一般法人法上の社員総会とする。
  - 3 評議員会はすべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第16条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 定款の変更
  - (2) 会員の入会退会基準並びに会費
  - (3) 会員（評議員である者を除く。）の除名
  - (4) 評議員の除名及び解任
  - (5) 理事及び監事の選任または解任
  - (6) 事業報告及び決算の承認
  - (7) 解散及び残余財産の処分
  - (8) その他理事会において評議員会に付議する事項

(開催)

- 第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3カ月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

- 第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 評議員会を招集するには、会日より1週間前までに各評議員に対して招集通知を発する。
  - 3 総評議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する評議員は、会長に対

し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、会長とする。ただし、会長に事故あるとき、または欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた理事がこれに当たる。

(議決権)

第20条 評議員会における議決権は、評議員1名につき1個とする。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、総評議員の議決権の過半数を有する評議員が出席し、出席した評議員の議決権の過半数をもって行う。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 定款の変更

(2) 会員（評議員である者を除く。）の除名

(3) 評議員の除名及び解任

(4) 監事の解任

(5) 解散

(6) 残余財産の処分

(7) その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第22条 評議員は、他の評議員を代理人として、評議員会の議決権を行使することができる。この場合においては、当該評議員または代理人は、代理権を証明する書面をあらかじめ本会に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、評議員会ごとに提出しなければならない。

3 第1項の評議員または代理人は、代理権を証明する書面の提出に代えて、本会の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該評議員または代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

(書面及び電磁的方法による議決権の行使)

第23条 書面により議決権を行使できる場合には、評議員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、評議員会の日時の直前の業務時間の終了時まで当該記載をした議決権行使書面を本会に提出して行う。

2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した評議員の数に算入する。

3 電磁的方法により議決権を行使できる場合には、評議員は、本会の承諾

を得て評議員会の日時の直前の業務時間の終了日までに議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により当法人に提供して行う。

- 4 前項の規定により電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した評議員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名若しくは記名押印または電子署名をしなければならない。

## 第6章 役員

(役員の設定)

第25条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上40名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。
- 3 前項の会長の他、理事のうち4名を副会長とする。
- 4 会長及び副会長をもって一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は評議員会において正会員より選任する。理事及び監事を選任するために必要な細則は理事会において定める。

- 2 代表理事(会長)及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務と権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その職務を統轄する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときはその職務を執行する。

(監事の職務と権限)

第28条 監事は、理事の職務を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び事務局の全ての職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 任期満了前に退任した理事または監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 5 理事または監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。
- 6 役員が満65歳に達した場合は、その後に来る定時評議員会の終結の時をもってその資格を失う。

(役員解任)

- 第30条 理事または監事を評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- 2 前項の規定により役員を解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の決議を行う前に弁明の機会を与えなければならない。

## 第7章 理事会

(構成)

- 第31条 本会に、理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第32条 理事会は次の職務を行う。
- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

- 第33条 理事会は会長が招集する。
- 2 会長に事故あるとき、または欠けたときは、副会長が招集する。

(議長)

- 第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるとき、または欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた理事がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(職務の執行状況の報告)

第37条 会長は、毎事業年度に自己職務の執行状況を理事会に報告するものとする。また、理事は毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上の自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印または電子署名をしなければならない。

## 第8章 資産及び会計

(事業年度)

第39条 本会の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 本会の事業計画及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は予算成立の日まで前年度の予算に準じた収入支出を行うことができる。

4 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第41条 本会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告及び計算書類並びにこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時評議員会において承認を得るものとする。

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、



定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第42条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第9章 支部

(支部)

第43条 本会は、北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州に各支部を置く。

- 2 支部は、支部大会などの研究会の開催、支部会誌、支部論文集などの刊行、並びに支部における表彰などを行うことができる。
- 3 支部は評議員中から支部長を選任する。
- 4 支部役員及びその他の必要な事項については、各支部において定めるものとする。

## 第10章 委員会

(常置委員会)

第44条 本会は、本会の事業を遂行するため、次の委員会を設置する。

- (1) 「理科の教育」編集委員会
  - (2) 「理科教育学研究」編集委員会
  - (3) 教育課程委員会
  - (4) 国際交流委員会
  - (5) 広報委員会
- 2 委員会の委員長は、理事会の決議を経て、会長が任免する。
  - 3 委員会の委員は、理事会の承認を得て、会長が任免する。
  - 4 委員会についての必要な事項は、理事会において別に定める。

## 第11章 事務局

(事務局)

第45条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、幹事及び職員を置く。
- 3 幹事及び重要な職員は、理事会の承認を得て、会長が任免する。
- 4 その他の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局についての必要な事項は、細則において別に定める。

## 第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 本会は、評議員会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第48条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第13章 附 則

(最初の事業年度)

第49条 本会の最初の事業年度は、本会の設立の日から平成28年6月30日までとする。

(法令の準拠)

第51条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

附 則 2015年7月1日制定

附 則 2019年7月21日変更